



ニュース・レター

NEWS LETTER 令和2年3月1日発行

第23号

2020.3



養育費、面会交流を巡る当事者支援について

大阪弁護士会所属弁護士 片山 登志子

※2019年度専門相談員等研修会において片山弁護士から上記のテーマで講演していただきました。その中で、特に当事者支援の在り方についてお話ししていただいた部分を中心に、講義の要旨を講師のご了解を得て掲載します。

離婚紛争の解決及び離婚後の家族の支援について

離婚前後の当事者支援とは、どのような心構えで、どのように当事者に向き合っていけば良いのかという点を中心にお話をさせていただきます。

離婚紛争の解決や離婚後の家族を支援する際に一番大事なのは、何を指して解決するのかという解決の目標、あるいは指針だと思います。押し付けにならないように、相談者に寄り添いながら目標と指針を共有することが支援の基本方針ではないかと思っています。

支援の目標について

未成年の子どもがいる夫婦の離婚において、解決の第1の目標は、子どもの良好な養育環境を継続的に実現すること。離婚直後だけでなく、子どもが成長するまで、できる限り良好な養育環境を実現することです。

第2の目標は、当事者自身が解決意欲を持つようになって自立すること。これは、生活面での自立だけでなく、精神的にも自分自身を取り戻して、自分が持っている能力を生かして自分に何が出来るかということを考え、そのためにはどんな援助を受けられるのかということ客観的に冷静に理解できる自分自身を取り戻すこと。そして、きちんと自分で解決意欲を持って解決に向かえるようにすることです。

子どものいる夫婦の離婚の場合、この2つを目標から外すことはできないと思っています。

離婚後も、両親が子どもの養育について、養育費や面会交流を通して円満な協力関係を継続して、子どもにとって良好な養育環境が継続的に維持されることを目指すことは絶対不可欠です。

その際に目を向けておかなければならないことは、離婚後、父母の生活が変化するのは当然だということです。収入は変わるでしょうし、病気になることもあるでしょうし、再婚して子どもが増えることもある。

一方で、子どもは心身ともに成長をしていきます。小学校の頃は単純に面会交流が楽しければいいという感じだったのが、面会交流の都度、監護親や非監護親に対するいろんな批判や意見を口にするようになる。そういう変化も含めて、子どもにとって良好な養育環境とは何かということをあらかじめ考えておくことが大事だと思います。

そして、離婚後の父母の生活の変化や子どもの成長に対応した養育費の増減額交渉、あるいは面会交流方法の変更について、自分たちで新たな変化に応じて、相手方とちゃんとコミュニケーションを取って解決できる、そういう自立した解決能力を最初の紛争のときに身に付けておくことが重要ではないかと考えています。

子どもにとって良好な養育環境とは何か

次に、子どもにとって良好な養育環境とは具体的に何だろうという点です。キーワードとして4つを覚えておいていただきたいと思います。

第1は、両方の親とのアタッチメント（愛着）。要するに接触・交流ができること。

第2は、監護者が良質な養育を提供していること。

第3は、経済状況や住環境を含めた養育環境が安定していること。

第4は、両親間の争いや暴力から守られていることです。

この第4の、両親間の争いや暴力は、実は子どもにとってものすごいストレスです。面会交流も、やればいいというものではなくて、自分をめぐって両親が常に紛争をしている、離婚して何年にもなるのにまだその度に喧嘩しているというのは、子どもにとっては耐え難いストレスです。

子どもというのは、自分の中に父母両方の血を引いている。そんなことは誰も口にして言わないですが、子ども自身がどこかで本能的に感じている。だから、

自分の中で2人が喧嘩しているみたいなの、そういう止め方になるのだと思います。私は心理の専門家ではありませんが、両親が自分をめぐって常に言い争っている、あるいは、一緒に暮らしている親が暮らしていない親から何か言われるたびに心理状態が悪くなる。そういう姿を見ている子どもは、それによって大変なストレスを受けます。

長年私が立ち会って面会交流を継続してきたケースでは、表面的にはルールどおりに面会交流をしていました。一緒に釣りに行ったり、スポーツをしたりして遊べるようになっていたので、子どもというのは成長すると自分の中でそういう問題を消化して、ちゃんと対応してくれるのだと安心していたのです。でも実は全く違った。裁判所で決められた面会交流が最後になった日、これから自分たちで面会交流できるのかなと思っていたら、子どもから「面会交流は今日限りです。」と宣言されてしまいました。しかも、私に手紙を1枚渡して「ありがとうございました。今日で最後にします。」と言ってきたのです。

そういう気持ちでこの何年間か面会交流の場に来てくれたのかなと思うと、私も胸が痛くなりました。そして、これをどう父親に伝えて、どう理解してもらえば良いのかと悩んでいるところです。大きな宿題をもらった気持ちです。このように、両親間でうまくコミュニケーションが取れないということは、子どもにとってはすごく可哀想で、辛いことなんだということと改めて教えてもらいました。

子どもにとって良好な養育環境というとき、経済状況は第三者の力を借りることができますけれど、両方の親との適切な交流だとか、争いから守られているという、先ほどの第1と第4は、夫婦が本気で向き合えないと実現しない問題です。その重要性を両親が自覚しないと実現しない。他人ではどうしようもない問題です。したがって、夫婦が離婚を考えるときには、どうしたらこの4つのキーワードを満たす養育環境を整えてあげられるか、そのために具体的に何ができるかということと話し合っ合意する、これが原則です。皆さんも、その合意に向けて支援をしておられると思いますけれども、夫婦がこれらの重要性をしっかり理解して話し合っ合意をする、その最初の土俵を作れるかどうかということが大変大事だと思います。

民法766条が改正されて、面会交流や養育費について、子の利益を最も優先して考慮した上で協議をすることが明確化されましたけれども、この改正の大切さというのは、今申し上げたような現実を踏まえたものだと思います。



離婚に直面している夫婦を支援する必要性

一般論として、子どもの良好な養育環境が重要なことは誰もが理解していると思います。しかし、各人がイメージしている養育環境が全く違います。離婚に直面している夫婦や周囲の親族というのは、子どもの視点に立って、子どもの気持ちに向き合って離婚後の生活を考えるということがまずできないと言っている。なぜかと言うと、離婚に至るまでの相手に対する怒りや悔しさやいろんな感情がすごく大きなものになっているので、そういう中で子どもの気持ちを最優先するというのは本当に難しいことだからです。だからこそ支援者が必要です。

当事者に対して支援をするということは、子どもの養育環境を良くするというだけではなくて、親としての成長をサポートするという意識を持っていただくことが大事だと思います。先ほどの親の自立ということにつながりますけれども、いろんな葛藤を抱えている夫婦というのは、子どもが見えていないことが多い。でも、子どものことを理由に喧嘩をするのです。私がこんなに一生懸命子育てしているのにあなたは無関心だとか、どれだけ子育てが大変か全然分かってくれないとか、子どもをめぐって夫婦喧嘩をしていることがすごく多い。だから、本人たちは子どもに目を向けているように思い込んでいるのですが、実際には夫婦の間で相手を非難、攻撃せざるを得ない環境の中で時を過ごしているの、親として、本当の意味で子どもの気持ちや成長に目を向けることができている夫婦が非常に多いと感じます。

したがって、私たちが離婚に直面している夫婦を支援する時に求められることは、第1は、両親が、子どもにとって良質な養育環境をどう整えたいのかを考えられるように、良質で手軽に利用できる支援が準備されていること。

第2は、離婚後、環境の変化や生活の変化や子どもの成長の中で、いろんな問題に遭遇して紛争が再燃することがあります。その場合にも、良質な支援を継続して受けられるということがとても大切です。

いずれの場合でも、親と子どもの両方の置かれている状況や気持ちを理解して当事者に寄り添う支援をすることが大変重要になってきます。皆さんも、それは分かっているが難しいというのが本音ではないかと思えます。私も30年ずっと離婚紛争に関与してきましたけれど、一件一件のケースがいろんなことを教えてくれる。ああ、子どもってこうなんだと教えてもらったり、その蓄積の中で支援の在り方を身に付けていくという地道な取組みしかないと思っています。

夫婦が、「親」として「子どもの視点」に立ち、「子どもの気持ち」に寄り添って離婚後の生活を考えること

第1は、離婚紛争が子どもの心に与える影響というのは非常に大きいということ。先ほど長年見てきた子どもの話をしましたが、表面的には新しい環境

に馴染んでいるように見えても、やはり心の奥底に両親に対するいろんな思いを抱えて成長してきている。そのことをいろんな機会に理解をしていくことが大事です。

第2は、両親が子どもの意思を把握することの大切さを意識する上でのポイントです。子どもは、両親の離婚紛争をどちらの親とも違う目で見ているし、違う感じ方で受け止めているということです。この点を双方の親に理解してもらうことがとても大事だと思います。ところが、これを説明しても本人はなかなか聞いてくれません。「私の娘は私と同じ気持ちでいます。」と言い返されることも多いのですけれど、そこは違うんだということを分かってもらうことがとても大事だと思っています。

私の担当した事例で、子どもが父親と暮らしているケースがありました。父親は、子どもは監護親である自分を信頼していて、自分も父親としてしっかり監護できていると思っていたのです。しかし、子どもが高校生になった時、本当の自分の気持ちを言ってもいいかと言って「何で離婚したの？やっぱりお父さんだけではなくてお母さんがいて欲しかった。歳を取ったらまた2人で暮らして欲しい。」と父親に要求した子どもがいました。そういうものなんです。だから、父母のどちらとも違う意識を持っているということ、やはり親は謙虚に受け止めるべきだと思います。

ただし、子どもの意思を把握するというのは本当に難しいことだと思います。当事者は自分の気持ちに一杯一杯で、子どもの気持ちを冷静に把握することができていません。しかし、私たち相談を受ける側というのはもっと難しいですね。私たちが向き合っている相談に来た親は、子どもの気持ちをちゃんと理解していない状態です。私たち支援者は、相談にきた親との信頼関係をまず作らないといけません。いきなり「あなたはそう言うけど、子どもの気持ちは絶対違いますよ。」なんていうことをいきなり言ったら、あの支援員は全然私の気持ちや悩みを分かってくれていないと思われて信頼を失ってしまいます。その相談者との信頼関係を維持しながら、それでも、あなたには見えていない子どもの気持ちもあるんですよ、ということ伝えてゆくこと。相談者に子どもの気持ちを謙虚に知ろうという気持ちになってもらうことがとても大切だと思います。

子どもの意思を大切にすることの意味

子どもの意思を大切にすることとはすごく大きな意味があります。

1つは、児童の権利に関する条約の中でも書かれていることですが、自分の意見を形成する能力のある児童は、自分に影響を及ぼす事項について、自由に自己の意見を表明する権利を有している。これは子どもの権利です。親として聞いてあげないといけないのではなく、子ども自身が健全に成長していくために自分の意見を表明する権利を有しているし、それをちゃんと聞いてもらう機会が保証されないといけない

のです。皆さんからは、子どもの意見をきちんと聞くということは、子ども自身が1人の大人として成長していく上で大切なことだから、子どものことは分かっていると思い込まないで、子どもの意向を子どもに語らせて、親としてそれを理解しておく、それが親子のコミュニケーションとして大事なんだということを伝えて欲しいと思います。裁判所の調停でも、概ね10歳以上の子どもについては、子どもの意見表明権を尊重して、家裁調査官が子どもと面接をしたりして子の意思を把握するようにしています。

子どもの気持ちが見えないで困っている親のケース、あるいは、特に面会交流で会わせるべきか、会わせないほうがいいのか、どっちが子どものためになるのか分からない悩ましいケースが持ち込まれると思います。子どもの気持ちは見えないけれども、子どもの気持ちを考えて解決をしたいと親が思うときには、気軽に家庭裁判所を利用することをお勧めしたいと思います。家庭裁判所には家裁調査官という子どもの心理に関する専門職がいますので、そういう方が専門的な知識を活用して子どもと向き合って、子どもが親の離婚の中で今何を考えていて、どうしたいと思っているかということを手引きしてくれくれます。弁護士から見てもいいかなと思ってたことと、実際に子どもが調査官に語る内容が全く違うことがよくあります。弁護士として私が見ていた両親の姿と、子どもが見ていた両親はこんなに違うんだというふうに気づかされることごとく多いです。子どもをめぐる紛争で子どもの意思が分からないと思ったときは、迷わずに調停を使うことを、支援の際に念頭に置いていただけたら良いと思います。

ただし、子どもの意思を尊重するということは、子どもに決めさせるということとは全く違います。家裁調査官が行う調査も、子どもに結論を出させるものではなく、決してありません。子どもが両親の親に対してどういう気持ちを持っているのか、子どもが今何を望んでいるのかといったことを聞き出していくのです。子どもは親の紛争についてこんなふうに見てきたんですよ、ということ客観的な事実として親にお伝えする。その子どもの声を親が知ることによって、親として成長するのです。そして、今まで知らなかった子どもの姿や子どもの声を聞いて、親としてどうするのがいいのかわかるのか、親として何をすべきかといえないのかということ改めて話し合ってもらおう。子の意思を把握す



ることが、両親の話し合いに、ものすごく大事な材料を提供することになります。

親としての視点を持ってもらうための相談支援の在り方

皆さんが直接相談者と向き合って支援をしていくとき、今私がお話してきたようなことをお話するのは、きつと言にくいと思います。そこを乗り越えるにはどうしたらいいかというのが次のテーマです。

1つ目は、相談者との信頼関係を築くことです。とにかく相談者が言うことを全部聞いてみよう、何でも聞いてみようという意識で信頼関係を築くということが大事だと思います。そのために私が心掛けていることは、目の前にいる相談者が何に困っているのか、何をしたいのか、相手に対して何を認めさせたいのか、それはどういう気持ちからなのか、何故そのことにこだわっているのか、ということを理解することです。離婚の解決に当たって何を一番に実現したいのか、目の前にいる相談者の気持ちをきちんと理解してあげること。いろいろな話を聞いていて、あなたが一番したいのはこれかな、相手に認めさせたいのはこここのところで、それが今までできなかったから苦しかったんですね、というふうにその相談者の気持ちを理解をして、それを相手に返してあげることができれば、信頼関係は一挙に築けます。

それでは、どうやって相談者のニーズを正しく受け止めるかということですが、1つは、紛争の全体像を把握するということです。この人はなぜこのことばかり言うのだろうかとか、この人の家庭での姿とかを、頭をフル回転してイメージをしながら聞いていきます。

次に大事なことは共感です。共感というのは、とにかく批判をせずに受け止めて、この人は今までの生活の中でそういう気持ちや考えを持って来たんだなということを受け止めるということです。相談者の気持ちの理解に努めるということが一番大事だと思います。これは、決して相談者の肩を持つとか、味方になっていきますよというメッセージを出すこととは違います。とにかく批判しないで、あなたの立場でそういう時間を過ごしてきた結果、そういうふうに考えるようになったのね、と受け止めるのです。相談者は今までずっと相手に批判され、相手の親からも非難され、自分の親からも、友達からも、あなたの対応の仕方が下手だからなどと言われてきている人が多いですね。そうだったんだね、苦しかったね、とストレートに受け止めてくれる人は周囲に余りいないものです。そうした受け止め方は第三者だからこそできるので、親族にはできないのだと思います。

人は、共感してもらえたという安堵感が生まれると、自分が肯定できる。周囲から批判ばかりされて、いろんな人から非難され続けると、人というものは自己肯定感を失って自信を無くし、何にも考えられないという状態に陥りがちです。そこで、支援員に自分の思いを受け止めてもらうことで、そうなんだ、私はこうい

う環境に置かれたためにこういう考え方しかできなくなっていた、でも、それを変えることはできるんだという自己肯定感と自信を持つようになるのです。そういう自己肯定感を持てるようになると、自分を振り返って解決に向けた意欲や能力が出てきます。最初に言いましたように、自己解決の意欲こそがすごく大事なことです。その意欲を引き出すためには、先ず話を聞くことによって共感し、相手の自己肯定感を高めてもらうこと、それによって、これは私の問題なのだから私が解決できるはずだという自信を持ってもらうことが大事だと思います。

2つ目は、そういう自己解決の意欲が出たときに、将来の具体的な生活ビジョンを支援者の皆さんと一緒に作ってあげることが大事だと思います。私は、依頼者に対して、親が幸せにならないと子は幸せにできないよと言っています。親が、自分の人生を自己実現する、自分らしく生きる、そのために離婚後の生活ビジョンをしっかり持つべきです。そのことが子どもの幸せにつながるということです。離婚後の親としてのイメージを作っていくために大事なことは、離婚前の少しでも早い時点から婚姻費用分担や別居中の面会交流の実現にトライすることが大事だと思います。

3つ目は、将来のイメージを作っていくために行政サービスとしてどういうものが受けられるかといった情報提供が不可欠です。行政サービスについて一覧できる冊子を作っておられる自治体も多いと思います。また、親が子どもの気持ちについてちゃんと目を向けるために親ガイダンスを開くことを検討する自治体が増えてきています。家庭裁判所でもこの目的に沿ったガイダンスが行われています。家庭裁判所を早い時期から活用することも意味があると思います。

(中略)

まとめとして

養育費と面会交流というのは、子どもの視点から見ると親の子どもに対する愛情表現としてとても大きなものです。子どもが大人になってから離婚の際の代理人をしていた私のところに来て、どうしてちゃんと養育費を確保してくれなかったのですかと叱られたことがありました。取決めはしたのですが途中で不払いになってしまったのです。そのことを聞いた子どもがすごく悲しいと言って、どうしてお父さんは私のためにちゃんと支払ってくれなかったと思いますかと聞きに来ました。私もすごく悲しかったですね。お母さんは、どうせ払ってくれないのだからもういいわよって言うんだけれど、子どもからすれば、やっぱりちゃんと払って欲しかったと言って帰りました。やはり私たちは、離婚のときに子どもの養育環境を考えた合意をきちんとする、それが子どもに対する親の大きな務めであって、それをきちっと守らせることも私たちの務めなんだということを心にしっかりと置いておかないといけないと思いました。

本日は御静聴ありがとうございました。

日々
雑感

シリーズ

地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取組み



新潟県宣伝課長
「トッキッキ」

養育費・就業相談員 苅部 健一郎
ひとり親家庭等就業・自立支援センター

政令指定都市の新潟市中心部で全長367kmと日本一長い信濃川の河岸に、一般社団法人新潟県母子寡婦福祉連合会「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」があります。新潟県と新潟市の委託事業で養育費相談や生活相談・就業相談等に3名の相談員が日々対応しています。また、当センターでは月に一回の無料弁護士相談を実施しており、法律的な問題や既にトラブルになっているケースなどに対応しています。

最近の相談の傾向としては離婚前と面会交流についての相談が増加しています。離婚の前に子どものことをきちんと考えて話し合う方が増えてきているのであれば、好ましい傾向だと思っています。また、男性からの相談は未だ多くはないのですが、ここ数年は、未婚で、交際相手が妊娠したことに伴った、認知や養育費についての相談が約半数を占めています。相談に来られるのは学生や、その親であるケースがほとんどです。認知の意味や養育費の支払い義務など、一般的な説明にとどめていますが、生まれてくる子どもの幸せを第一に考えてよく話し合ってもらいたいと願わずにはいられません。

私は相談員となって4年目となりますが、日頃心掛けているのは、いかに相談者に寄り添えるかという点です。女性からの相談を受けた場合、男性としては理解しにくい点もあるのですが、相談に来られた方の悩みに真摯に耳を傾け、その方の置かれている立場をイメージしながら寄り添えるように日々努力をしている

ところです。

また、日々の相談で切実に思う事は、本当に相談が必要な方に対して、どうしたら当センターの存在を知ってもらえるかということです。相談を受け付けた際に「もう少し早く相談してくれば、もっと選択肢があったのでは」と思うことが度々あります。しかし、支援が本当に必要な方の多くは情報弱者であり、手段も時間も不足して必要な情報にたどり着けていないように感じます。

そこで、そのような方々が必要な情報にたどり着く機会を増やしたいと考え、今年度より新潟労働局の協力を頂き、新潟県内のハローワーク4か所にセンターから出張して、養育費等に関する巡回相談を始めました。ハローワークに出向くひとり親の方が多いと考え、そこで当センターの情報を提供することで認知度を上げることが目的です。まだ初年度で相談実績はそれほどではありませんが、市町村窓口などとも連携し、継続して実施していきたいと考えています。

当センターでは、相談に来られた方に、フードバンク新潟より提供していただいたお米をお持ち帰りいただいています。相談に来られた方にそのお米をお渡しした時、表情がパッと明るくなります。その笑顔を見ると、私たちも幸せな気持ちになります。その笑顔が長く続くよう、少しでもお手伝いができるようにこれからも勉強していきたいと思っています。



アットホームな雰囲気執務室



相談したくなる優しい笑顔の苅部さん

お知らせ

◎地域研修会について

今年度は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。これに伴って、東京近郊は、交通機関も宿泊施設も相当の混雑が予想されます。

そこで、センターが主催する行事も、できるだけこの期間中の東京近郊での開催を避けるようにしたいと考えています。

具体的には、

- 東北地域研修会 5月28日(木)(仙台市)
 - 中部地域研修会 6月19日(金)(名古屋市)
 - 中国地域研修会 9月24日(木)(広島市)
- を予定しています。

その他の地域は、決定次第順次お知らせしますので、是非ご予定ください。

また、今年度、午後の班別演習を基礎コースと事例中心コースに分けて実施しました。基礎コースは、午前中の講演を受けて、養育費や面会交流についての基本的な知識を確実にする演習を行い、事例中心コースは、基礎的な知識を基にして、応用的な討議を中心とした演習を行いました。概ね好評をいただきましたので、次年度も両コースとして実施する予定です。

さらに、今年度は、シナリオによるロールプレイを実施しました。次年度も子どもの視点に立った相談内容を具体的に検討するシナリオを用意する予定ですので、是非ご参加ください。

◎専門相談員等研修会

専門相談員等研修会を7月9日(木)・10日(金)に、大阪府で実施します。これまで東京で実施してきましたが、今年度はオリンピックの関係で、大阪市内のプリムローズ大阪で実施します。例年通り、片山登志子先生に助言者をお願いしています。

従前の通り、参加資格には制限がありますが(母子・父子自立支援員もしくは養育費専門相談員として養育費等に関する相談経験が3年以上ある方で、3年以内に当養育費相談支援センターが主催する研修会に参加された経験がある方)、是非、積極的なご参加をお待ちしています。



編集後記

- ★2020東京オリ・パラの年が明けたと思った途端、新型コロナウイルスのパンデミックが襲ってきて、多難な年明けです。今年度は改正民事執行法が施行され、国が養育費の立替制度の研究会を立ち上げる報道もあって、ひとり親家庭の子どもたちに風が吹いてきたと感じます。さらに大きな順風となりますように。(山)
- ★今年度も研修で全国を回り多くの支援員・相談員の方にお会いすることができました。皆さんの日頃の活動の一助になればと願っています。どうぞ困ったとき、迷ったときには当センターにお電話ください。(長)
- ★1月24日の関東地域の研修会で2019年度のセンター主催の研修会が全て終了しました。皆様と意見交換ができ私も勉強になりました。私事ですが、孫が1歳8ヶ月になりました。こちらが言っている言葉がわかるようになり益々可愛くなってきました。最近、バイバイを通りすがりの人にもしてしまい戸惑われているので困っています(^^)(エビ)
- ★今年度の地域研修会等大きなイベントが終わりほっとしています。参加者の皆さんのアンケートを基に、次年度も更にブラッシュアップして皆さんのニーズにあった研修になるようにスタッフ一同頑張ります。(高)

養育費相談支援センター(厚生労働省委託事業)

(公益社団法人 家庭問題情報センター)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03(3980)4194 FAX 03(6411)0854

☐ メールアドレス info@youikuhi.or.jp